

規 則

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十七号

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則（平成十五年埼玉県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条第一項」の下に「若しくは第二項」を、「第七条第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、「第九条第一項又は第十一条第一項」を「第八条又は第十条第一項」に改める。

第三条第一項中「第八条」を「第九条」に改める。

第六条を削る。

様式第一号及び様式第二号を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。